

各国における市場拡大措置について(その)

	日本 <電力会社等による自主的取組>	(参考) <自然エネルギー議員連盟(案)>	ドイツ	イギリス(現行入札制度) <NFFO:非化石燃料引取義務>
再生可能エネルギーの導入に向けた制度整備の状況	1992年4月 電力会社が「余剰電力購入メニュー」を公表 1998年以降 電力会社各社が「事業用風力購入メニュー(長期電力メニュー)」を公表 2000年10月 「グリーン電力基金」開始 00/11/01 「グリーン電力証書システム」開始 注)制度の詳細は「5」参照のこと。	本年5月25日(金)の「自然エネルギー促進議員連盟総会」において、検討中の法案として「自然エネルギー発電促進法(案)」が提示された。 今後の検討状況によって、本法案の内容は修正される可能性あり。	00/02/25 再生可能エネルギー法(新法)議会承認 00/04/01 同法施行	1989年 電力法に基づきNFFO制度開始 「NFFO」とは、非化石燃料引取義務(Non-fossil Fuel Obligation) NFFO制度の詳細は「6」参照 (注)NFFOは「イングランド」に適用されているが「アイルランド」及び「スコットランド」ではそれぞれ、NI-NFFO(NFFO for Northern Ireland)、SRO(Scottish Renewable Obligation)という同様の制度が適用されている。

制度の内容

1. 対象設備 対象エネルギー	<グリーン電力制度> a) グリーン電力基金 公共用太陽光発電 大規模風力発電 b) グリーン電力証書システム 風力発電 <余剰電力購入メニュー> - kWh当たり購入単価[円] -	・太陽光発電 ・風力発電 ・小水力発電(一定出力以下) ・バイオマス発電 等	・太陽光 (5MW以下、ただし家屋用は100kW以下) ・風力 ・地熱 ・水力(5MW以下) ・バイオマス(20MW以下) ・埋め立てゴミからのメタンガス(5MW以下) ・下水処理場からのメタンガス(5MW以下) ・鉱山からのガス	・太陽光発電 ・風力 ・水力 ・波力 ・バイオマス ・廃棄物発電 等 (入札の都度、政府が告示)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>エネルギー源</th> <th>夏(冬) 昼間</th> <th>その他 昼間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td colspan="2">22.88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風力 発電</td> <td>(事業用/ 長期契約)</td> <td>11.47</td> </tr> <tr> <td>(事業用以外)</td> <td>14.33</td> <td>13.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物 発電</td> <td>(一般廃棄物)</td> <td>11.29</td> <td>9.82</td> </tr> <tr> <td>(産廃)</td> <td>4.93</td> <td>4.41</td> </tr> <tr> <td>自家発電設備 燃料電池 コジェネレーション</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記購入単価は全て、電力会社各社の昼間電力価格の平均値 一部の電力会社では大規模風力については入札方式 産業廃棄物発電(産廃)から購入する場合は、自家発電設備、燃料電池、コジェネレーションの単価で購入</p>	エネルギー源	夏(冬) 昼間	その他 昼間	太陽光発電	22.88		風力 発電	(事業用/ 長期契約)	11.47	(事業用以外)	14.33	13.15	廃棄物 発電	(一般廃棄物)	11.29	9.82	(産廃)	4.93	4.41	自家発電設備 燃料電池 コジェネレーション			<p>その他、自然現象又は生物体に由来する枯渇しないエネルギー資源を利用する発電が含まれる</p> <p>熱エネルギーは対象としない。</p>	<p>25%以上を超えて連邦政府又は州政府が所有する設備を除く。</p>	
エネルギー源	夏(冬) 昼間	その他 昼間																								
太陽光発電	22.88																									
風力 発電	(事業用/ 長期契約)	11.47																								
	(事業用以外)	14.33	13.15																							
廃棄物 発電	(一般廃棄物)	11.29	9.82																							
	(産廃)	4.93	4.41																							
自家発電設備 燃料電池 コジェネレーション																										
設置年による限定事項	<グリーン電力制度> 助成対象は新規に設置する設備のみ <余剰電力購入メニュー> 設備の設置年による制限はない	設備の設置年による制限はない	設備の設置年による制限はない	新規設備(新規プロジェクトの募集)																						

	日本 <電力会社等による自主的取組>	(参考) <自然エネルギー議員連盟(案)>	ドイツ	イギリス(現行入札制度) <NFFO:非化石燃料引取義務>
2. 導入目標 数値目標等	<グリーン電力制度> a) グリーン電力基金 特段の目標設定なし (国内10社の電力会社により個別に実施)	自然エネルギー発電の種類ごとに電気 の総供給量に占める割合を設定。	2010年までに、総エネルギー消費における 再生可能エネルギー源の割合を2倍以上と する。 1999年は5%であり、2010年には10% ~12.5%以上を目指すことになる。	入札の都度、政府が入札価格又は入札量 を決定。
設定根拠	b) グリーン電力証書システム 特段の目標設定なし (電力会社等によって設立された 受託会社(1社)が実施)	閣議決定(経済産業大臣が環境大臣に協 議するとともに、自然エネルギー発電審 議会の意見を踏まえ、閣議決定)	法律	
終期		特段の設定なし(目標年度のみ設定)	特段の設定なし(目標年度のみ設定)	
3. 設備認定主体	<グリーン電力制度> a) グリーン電力基金 各地域の基金運営委員会(民間の任 意組織)が助成先を決定。 b) グリーン電力証書システム 受託会社に設けられた中立的な第三 者認証機構(民間の任意組織)が発電 実績を認証。	経済産業大臣	Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie (連邦経済技術省) 設備稼働後20年間(水力発電を除 く)。 法施行前の設備は2000年を稼働開始年 とする。	DTI (Department of Trade and Industry) (貿易産業省)
4. 証書制度の有無	無し <グリーン電力制度> a) グリーン電力基金 基金への参加認定証(参加証明書) を発行 b) グリーン電力証書システム 当該拠出金により支援したグリーン 電力量の証明書。ただし、グリーン電 力の売買取引証書ではない。	無し	無し	無し
5. 民間事業者による取組	<グリーン電力制度> a) グリーン電力基金 全国10の電力会社により、電力供給 区域内の消費者から一口500円程度 で、寄附を募り、これらの消費者の寄附 金と電力会社自身による寄附金を財源と して、各地域のグリーン電力基金制度運 用主体(中立機関)から区域内の公共用 太陽光発電、大規模風力発電に対して助 成金を交付。 b) グリーン電力証書システム 電力会社等によって設立された受託会 社により、民間企業を対象として、風力 発電のための資金拠出を募り、これを財 源として風力発電事業者に対して発電を 委託。当該拠出により支援したグリーン 電力の実績を証明するグリーン電力証書 を発行。 「グリーン電力証書」には、所有者、 エネルギー源(風力)及び発電電力量 が記載される。 <余剰電力メニュー> 太陽光発電や風力発電等の新エネル ギーにより発電された電力は、各電力会 社が自主的に設定した「余剰電力購入メ ニュー」に基づき購入がなされる。 ただし、大規模風力発電については、 一部入札制度を導入(2000年秋)。	<自然エネルギー発電供給促進計画> 一般電気事業者が、政府の供給目標を 踏まえ、毎年度一定期間の自然エネル ギー発電による電気の供給計画を作成 し、当該年度開始前に経済産業大臣に届 け出。 <買取り約款> 一般電気事業者は、自然エネルギー発 電の種類ごとに、その電気の買取りに係 る料金、期間その他の買取条件について 約款を定め、経済産業大臣に届け出。	注) ドイツ、イギリスにおいても、法律に基づく制度のほか、 民間の自主的な取組である「グリーン電力制度」を実施。	

		日本 <電力会社等による自主的取組>	(参考) <自然エネルギー議員連盟(案)>	ドイツ	イギリス(現行入札制度) <NFFO:非化石燃料引取義務>
6. 公的部門による関与		特段の規定なし。	<p><自然エネルギー促進計画について> 経済産業大臣は、供給目標に照らして、計画の内容が不適切である場合には、計画を策定した一般電気事業者に対して勧告することが可能。</p> <p><買取り約款について> 経済産業大臣は、一般電気事業者の届け出による買取り約款が一定の条件を満たすものでない場合には、一般電気事業者に対し、対応期限を定めた上で、買取り約款の変更命令を出すことが可能。</p>	<p>再生可能エネルギー源毎に、系統運用者が発電事業者から、「固定価格」で購入することを法律にて義務付け。</p> <p>法定価格(固定価格)</p> <p>a. 水力およびゴミ処理場・鉱山・汚水処理工場からのガスによる発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15pf/kWh以上 <p>b. バイオマス発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500kWh未満の発電設備の場合、20pf/kWh以上 ・500kWh以上、5MWh未満の場合、18pf/kWh以上 ・5MWh以上の場合、17pf/kWh以上 ・2002年1月1日以降稼働した新規設備に対しては、年々1%減ずる。 <p>c. 地熱発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20MWh未満の発電設備の場合、17.5pf/kWh以上 ・20MWh以上の発電設備の場合、14pf/kWh以上 <p>d. 風力発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働日から5年間は、17.8pf/kWh以上 ・その後は、この期間中に本法律の付則に記載された基準設備に対して計算された基準発電電力量の150%に達する設備に対して支払われる補償は12.1pf/kWh以上 ・基準発電電力量の150%に満たない間は、0.75%毎に期間を2ヶ月間延長する。 ・領海の基線から3海里以上沖合にある設備で発電された場合、および、それらの設備が2006年12月31日以前に稼働する場合には、稼働日から)年間は、17.8pf/kWh以上 ・2002年1月1日以降稼働した新規設備に対しては、年々1.5%減ずる。 <p>e. 太陽光発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99pf/kWh以上 ・2002年1月1日以降稼働した新規設備に対しては、年々5%減ずる。 	<p>政府は、地域配電事業者に対して、再生可能エネルギー発電事業者と電力購入契約の締結(又は自社発電)により一定容量以上の非化石燃料電力源を確保するよう命令を出すことができる(電力購入義務づけ制度)。</p> <p>「非化石燃料引取義務: NFFO(Non-Fossil Fuel Obligation)」</p> <p>NFFO実施プロセス 政府がNFFOを告示し、公募。エネルギー源毎に再生可能エネルギー発電事業者が応募(入札)政府が規模と構成から最適なプロジェクトを選択</p> <p>政府は、落札されたプロジェクトの電力供給を行う地域配電事業者に対して、電力購入を命令</p> <p>地域配電事業者は、落札業者と電力購入契約を締結</p> <p>買取価格は、落札業者に対して15年間にわたって保証される</p> <p>この契約価格と通常電力の市場価格(プール価格)との差額は、化石燃料課徴金による収入をもとに、政府が財政補填する。</p> <p>「化石燃料課徴金:Fossil Fuel Levy」とは、NFFO契約の補填をするために、全ての電力料金に一定割合で課される課徴金のこと。</p> <p>(全ての小売事業者が負担)</p> <p>上記の割合は現在、0.7%程度</p>
7. 目標未達時の罰則等		特段の規定なし。	特段の規定なし。	特段の規定なし。	導入量は政府の入札によって、コントロールされるため、未達時の特段の罰則規定はなし。
8. 追加費用負担	電力購入費用	特段の規定なし。	国は、一般電気事業者が、自然エネルギー発電による電気の買取りによって負担することとなる費用について、予算の範囲内において、必要な補助を行うことが可能。	全ての系統運用者に均等に配分され、電力料金に転嫁	政府の命令に基づき、地域配電事業者が購入する再生可能エネルギーの割高分について、化石燃料課徴金により政府が財政補填。
	系統強化費用			系統運用者が負担し、電力料金に転嫁	
	その他		国は予算の範囲内において、発電設備(発電設備・系統連系関係設備)の設置費用の2分の1以内を補助することが可能		再生可能エネルギーについては、化石燃料課徴金が免除。
9. 系統への接続義務		特段の規定なし。	一般電気事業者は、買い取り約款を定める際や、発電者との系統運係に関し必要な措置及び費用負担についての協議にあたっては、自然エネルギー発電の促進を阻害することの無いよう配慮。	再生可能エネルギーによる発電事業者から最も近い系統運用者に対して接続義務及び固定価格での買い取り義務が適用される	再生可能エネルギーに限らず、全ての電源について、送電事業者は発電事業者の要請があれば送電の義務を有す。
10. 制度の見直し			政府は、法施行後5年以内に、自然エネルギー発電に係る費用の適正かつ公平な負担の在り方を含め、自然エネルギー発電を促進するための制度について検討し、必要な措置を講ずる。		